

議 事 日 程 (3)

平成27年9月15日 午前10時00分開会

- 第1 議案第54号 芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第55号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第56号 芦屋町事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第57号 芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第59号 芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第6 議案第60号 指定管理者の指定について
- 第7 議案第61号 町道の路線廃止について
- 第8 議案第62号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第9 議案第63号 平成27年度芦屋町一般会計補正予算 (第2号)
- 第10 議案第64号 平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (1号)
- 第11 議案第65号 平成27年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第2号)
- 第12 議案第66号 平成27年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第1号)
- 第13 認定第1号 平成26年度芦屋町一般会計決算の認定について
- 第14 認定第2号 平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 第15 認定第3号 平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 第16 認定第4号 平成26年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について
- 第17 認定第5号 平成26年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について
- 第18 認定第6号 平成26年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について
- 第19 認定第7号 平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について
- 第20 認定第8号 平成26年度芦屋町病院事業会計決算の認定について
- 第21 認定第9号 平成26年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第22 請願第3号 障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書について

第23 議案第67号 緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（5棟）契約の締結について

第24 発委第3号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

---

【 出 席 議 員 】 （12名）

1番	松上 宏幸	2番	松岡 泉	3番	今田 勝正	4番	内海 猛年
5番	刀根 正幸	6番	妹川 征男	7番	貝掛 俊之	8番	田島 憲道
9番	辻本 一夫	10番	川上 誠一	11番	横尾 武志	12番	小田 武人

---

【 欠 席 議 員 】 （なし）

---

【 欠 員 】 （なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長	江嶋 勝美	書記	中野 功明	書記	志村 裕子
----	-------	----	-------	----	-------

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	入江真二	住民課長	池上亮吉
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	井上康治
学校教育課長	岡本正美	生涯学習課長	本石美香	競艇事務局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

---

【 傍 聴 者 数 】 8名

---

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま、出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第 1、議案第 54 号から、日程第 22、請願第 3 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に、審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

報告第 12 号、平成 27 年 9 月 15 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、貝掛俊之。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 54 号、芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、満場一致により原案可決。

議案第 55 号、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成多数により原案可決。

議案第 59 号、芦屋町過疎地域自立促進計画の一部変更について、満場一致により原案可決。

議案第 61 号、町道の路線廃止について、満場一致により原案可決。

議案第 62 号、平成 26 年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分について、満場一致により原案可決。

議案第 63 号、平成 27 年度芦屋町一般会計補正予算（第 2 号）、満場一致により原案可決。

議案第 65 号、平成 27 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）、満場一致により原案可決。

議案第 66 号、平成 27 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）、満場一致により一部修正可決。

認定第1号、平成26年度芦屋町一般会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第7号、平成26年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第9号、平成26年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定について、満場一致により認定。

議案第66号、平成27年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）、平成27年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の収益的収入及び支出、第2款、下水道事業費用、第1項、営業費用、第4目、総係費、第18節委託料、1,177万2,000円をゼロ円に修正する。なお、この議案第66号の修正につきましては、議案第58号、芦屋町下水道条例の一部改正案を継続審査としていただくよう申し出ている関係で、本来であれば議案第66号も継続審査とすべきところではありますが、予算案の中に国庫補助金返還金が計上されていたため、下水道条例改正に伴うシステム改修費については、削除して国庫返還金についてのみ認める形に修正したものです。

以上、報告を終わります。

#### ○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

#### ○民生文教常任委員長 内海 猛年君

報告第13号、平成27年9月15日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、内海猛年。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第56号、芦屋町事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成少数により原案否決。

議案第57号、芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について、満場一致により原案可決。

議案第60号、指定管理者の指定について、賛成多数により原案可決。

議案第63号、平成27年度芦屋町一般会計補正予算（第2号）、賛成多数により原案可決。

議案第64号、平成27年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、満場一致により原案可決。

認定第1号、平成26年度芦屋町一般会計決算の認定について、賛成多数により認定。

認定第2号、平成26年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第3号、平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成多数により認定。

認定第4号、平成26年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第5号、平成26年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第6号、平成26年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定について、満場一致により認定。

認定第8号、平成26年度芦屋町病院事業会計決算の認定について、満場一致により認定。

請願第3号、障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書について、賛成多数により採択。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、総務財政常任委員長から、閉会中の継続審査及び調査申出書が、また、民生文教常任委員長、議会広報常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成27年9月15日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続審査及び調査申出書

本委員会は審査中の事件及び所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査及び調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

議案第58号、芦屋町下水道条例の一部を改正する条例の制定について。

理 由

審査不十分のため。

所管事務

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関

する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成27年9月15日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 内海 猛年

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成27年9月15日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成27年9月15日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 田島 憲道

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

5番、刀根でございます。先ほど御報告なされました、議案第54号、芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、特にマイナンバー制度導入に関するものについてどのような御審議が行われたか、その概要の御説明をお願いします。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

議案第54号についての審議であります。まさにこの条例の根幹にあるのはマイナンバー法制についての議論かと思えます。それにつきましては、9月8日、そして9月11日にですね、2回にわたり慎重審議をいたしました。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

**○議員 5番 刀根 正幸君**

この個人情報保護条例の改正というところで、マイナンバーの部分ですが、御存知のように国が進めてきた住民基本台帳ネットワーク事業、またLGWANなど、IT国家としての部分で進め、いずれもですね、効果の薄いものになっていると。特に住基ネットワークにつきましては、現在、登録者660名といった内容です。このマイナンバー制度というものが、実は国の施策として法案が通ったことも承知いたしておりますけども、これが十分に煮詰まっていないといったところで、その辺の環境整備はされた後に、これが条例化されるのだったらわかりますけれども、かなり見込み発車と申しますかね。そういった感じを受けざるを得ません。

つきましてはですね、この辺のところにつきましては、特に、これは国の施策として進めていったから、これはもう法案が通ったのでというところでなくて、もっと掘り下げたところまでですね、審議をされたのかどうか、もう一度御解答お願いいたします。

**○議長 小田 武人君**

総務財政常任委員長。

**○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君**

おっしゃるとおり、マイナンバー法制についてはさまざまな議論がありました。やはり、川上議員の一般質問にもありましたように、個人情報の保護、プライバシーの保護、そういった懸念されるか、あるいは、今回、マイナンバー制をわかりやすく周知する方法はないか。あるいはですね、どの分野ですのか。いわゆる税、社会保障、災害分野についての今回の改正である、そういったですね、マイナンバー法制に関する議論をるるいたしました。

以上でございます。

**○議長 小田 武人君**

ほかに。妹川議員。

**○議員 6番 妹川 征男君**

6番、妹川です。議案第55号の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び芦屋町一般職職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については賛成多数ということですが、賛成される方、それから反対される方がいたんでしょうと思いますが、その辺のことについてお聞きしたいと思います。

それから議案第66号の平成27年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算については、説明、それからあの文章に書かれてありますから、また読み上げていただきましたから、よくわかるわけですが、一部修正して可決したということですが、これが審査不十分のため、その条例については継続審議になるのかと思いますが、その辺のところの審査不十分であるということについてのいろいろ御意見等があったと思いますが、どういうふうな御意見があったでしょう。

○議長 小田 武人君

総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

まず、議案第55号についてでありますけども、いわゆる賛成、反対の討論についてはありませんでした。以上です。

それから、議案第66号の今のに関しての質問は、妹川議員の質問は、これは継続案件に対する質疑であります。よってですね、これは議決議案にはないので、質疑に答える必要はないと思います。今後、議長、しっかりと議会ルールを堅持した議会運営をお願いいたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。なお、今定例会より、議題ごとに討論と採決を行います。

まず、日程第1、議案第54号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

10番、川上です。

議案第54号、芦屋町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論いたします。

マイナンバー制度は、税情報、社会保険情報、災害情報など、これまで別々に管理されていた情報を一つの番号で管理し、利用し合うものです。さらに、今国会ではマイナンバー法が施行される前に改定され、預貯金情報、健康診断情報、医療情報まで利用範囲を拡大されました。今後はさらに指紋等を入れることも検討されており、権力機構による個人情報の取り組みは計り知れないものとなります。情報は、蓄積が大量になるほど利用価値が高まり、攻撃されやすくなります。

アメリカの社会番号制度は、同様の制度の先行事例でも情報漏えいと、成り済ましなどによる

被害が大きく、制度の再検討の声が上がっています。完全な個人情報の保護は不可能です。一方で、源泉徴収などでマイナンバーを使用する企業では、情報保護に大きな費用負担や事務負担があることに戸惑いと反発が広がっています。マイナンバー制度は、国民にとっては個人情報流出の大きな危険があり、企業には負担を押しつけるものです。マイナンバー制度はこうした問題点があり、そもそもつくるべきものではありません。

日本年金機構の個人情報流出が発生し、国会では原因究明と国民の不安解消を優先させるとしていますが、原因の解明はできていません。また、消費税の10%のアップとリンクさせ、マイナンバー制度を活用させ、増税とナンバー制度の浸透を図ろうとしています。国民や政党、有識者からは異論が噴出しています。マイナンバー制度を取り巻く環境は混迷しており、その取扱いは慎重にされるべきものであると考えます。以上のことから議案に反対いたします。

**○議長 小田 武人君**

次に、賛成討論を許します。賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長 小田 武人君**

反対討論ございませんか。妹川議員。

**○議員 6番 妹川 征男君**

今、川上議員からも質疑のときにも詳しくですね、説明がありましたし、また、今、討論もあったわけですけど。この一、二カ月ですね、国会では安保法の成立のために、国会では非常に論議がなされて、このマイナンバー法と個人情報保護法というのは非常に存在感が薄くてですね、あまり出てなかったと思うんですが、ここ最近ですね、マイナンバー法の改正、個人情報改正について新聞記事でも大きく出てきております。今度の法改正は9月3日に成立するわけですけども。今度の消費税を軽減率を2%下げると、飲食、酒以外の飲食については2%、いわゆる軽減、下げる。ところが今、還付制度という形でこのカードを、マイナンバーカードをお店に持って行って、クレジットカードみたいにしていくということが今、論議されています。そうなれば、今、刀根議員が言われましたように、住基ネットでのそういうカードは660ぐらいしかない。つまり、%で言えば、約4.5%です。そういう中であって、二の舞になるのではないかということで、危機感があったと思うんですが、これを銀行口座に連携すると。そういう個人カードをですね、番号と銀行預金をこうやると。今は義務ではありませんが、この数年後には義務化するというようなことまで、もくろんでいることが新聞記事にもマスコミにも出ております。

いわゆるこれは、そういうもののマイナンバーとそれから個人情報保護法。保護法は、まあ一種の制限をするようなものであるけれども、いわゆる、これはマイナンバー制度の先取りの事業ではないかというような批判が今、広く、広く広まってきております。そういう意味で、新聞記

事を読ませてもらいますと、内閣府が3日、9月3日ですね。全国の3,000人を対象にした調査結果を発表したが、制度への懸念を聞いた質問に対し、個人情報不正利用と答えた人が38%。1月時点の調査よりも5.7%ふえていた。個人情報の漏えいも1.9%増の34.5%であったと。日本年金機構の御存知の個人情報流出問題で不安が高まったとみられるということですね。

国はいろいろとその整合性についていろいろ言われていますけども、だが、公務員が悪意を持って流出させるような形成の備えは万全とは言えない。企業が管理する社員のマイナンバーが大量に持ち出されるおそれがある。そして、内閣府の調査では制度への期待について、特に期待はしない回答が31.2%。来年の1月から始まる個人番号カードの受け取りも希望するの回答が24.3%、希望しないが25.8%。つまり、人口の5%しか普及しなかった住基ネット、二の舞になるのではないかというような危険性が国としてはあるものですから、消費税の還付制度、そういうものを持ち込んできてですね、そして10%、8%から10%にやろうとしている。これは、今、与党でも、そして与党の国会議員や地方議会でもですね、またさまざまな団体がこれを還付制度についてはですね反対する、そういう動きがあります。

これはエフコープの川柳なんですけども、最優秀賞です。「国民に 背番号 丸裸」受賞の言葉。マイナンバーという番号一つで年金や所得、病歴など大切な個人情報が一括管理されることが怖いんですね。国や地方自治体だけでなく、企業も扱えるそうなので、プライバシーが丸裸にされないか心配ですというようなものもあるわけです。まあ芦屋町、自治体としてはですね、国が決められた法律に基づいて、粛々とやらざるを得ないその心境はよくわかります。しかし、今、地方分権社会、地方分権主義の中で、地方分権推進計画すらできているわけですから、国と県と自治体、町は平等な形で進められなければなりません。むしろ、町のほうから、自治体のほうから、県へ、そして国へとこの問題について発信すべきものだと思うんですね。国民は受け入れられません。この問題についてはですね、やっぱり面倒であるから還付制度にするとかこういうこと言っておりますけど、私は非常に一抹の不安、そして不合理性があるということで、私は国民としてまた芦屋町民として、また町民の代弁者である議員としてですね、反対の意思をせざるを得ないんですね。この議案については54号とそれから56号と一般の会計補正予算の中にも議案が入っておりますけど、金額が入っていますけど、この点についてはですね、反対せざるを得ませんので討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第54号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第54号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第2、議案第55号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第55号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第55号は、原案を可決することに決定いたしました。次に、日程第3、議案第56号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第56号、芦屋町事務手数料条例等の一部を改正する条例の制定について反対の立場から討論いたします。

この条例改正はマイナンバー制度の導入に関連して、個人番号通知カードの再交付、個人番号カードの再交付に関わる条例改正が行われています。議案第54号の反対討論で述べましたように、マイナンバー制度の導入には反対をしていますので、この議案にも反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

先ほどの議案第54号と重なるわけですが、先ほど言ったようにマイナンバー制度の先取り事業であるということです。やはり希望者はICチップ付きの個人番号カードを受け取ることができるわけでしょうけれども、また身分証明書としてもさまざまな形で利用できるでしょうけれど、先ほど川柳で読み上げましたように、これについては非常に問題を抱えているというふうに考えます。そういう意味でこの問題については反対せざるを得ません。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第3、議案第56号について、委員長報告は否決であります。したがって原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第56号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第57号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第4、議案第57号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第57号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第59号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第5、議案第59号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第59号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第60号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第60号、指定管理者の指定に対する反対討論を行います。

国民宿舎マリンテラスあしやは指定管理者制度により、国民休暇村に5年間の指定管理を年間7,000万円の指定管理料で行い、その後、マーチャント・バンカーズが5年間、年間6,000万円の指定管理料の契約で指定管理者となりました。しかし、その後、マリンテラスの経営状況は売上げが低迷し、マーチャント・バンカーズの指定管理料の引き下げを求め、最終年度は2,600万円減の3,400万円の指定管理料となりました。そして、今回の指定管理者の公募ではグリーンハウスが年間2,000万円の指定管理料で指定管理者に指定され、議会の議決を求めています。

マリンテラスは建設工事費が15億5,400万円、そのうちの起債が14億3,100万円でした。現在の公債費は年間約1億円となっており、国民休暇村のときで約3,000万円の一般会計からの繰り入れ、マーチャント・バンカーズのときで3,500万円でしたが、今回のグリーンハウスは約8,000万円の一般会計からの繰り入れとなります。起債の返還最終年度は平成31年度となっており、起債残高は3億7,600万円となっています。最低でも、あと4年間8,000万円の一般会計の繰り入れをしなければなりません。マリンテラスの運営は芦屋町の観光産業にとって必要不可欠である施設と理解はしていますが、住民の目線から見て、果たして理解が得られるのか。町の言う費用対効果から見てどうなのか疑問です。

そもそも、国の言う指定管理者制度の目的は、多様化する住民ニーズ、より効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

しかし、実態はマリンテラスでは経費の削減を図ることはできず、逆にふえて町と住民に不利益がこうむっているし、住民サービスの向上は図られていません。今後のマリンテラスの経営が軌道に乗ることを期待しますが、経営が改善しても住民の不利益は変わることはありません。

小泉構造改革の時期に、国は新しい公共空間を民間に開放するとして、指定管理者制度やPFI・市場化テストなどを導入し、新自由主義に走りました。総務省の調査では指定管理の取り消しや業務停止等が制度の創設以来4,549件にもなり、その結果、住民福祉の向上を図るため設置された公の施設の多くが休止、廃止、民間譲渡に追い込まれています。住民の福祉の向上を図る自治体として、指定管理制度そのものを問い直す時期に来ています。

以上のことから議案に反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかに賛成討論ありますか。田島議員。

○議員 8番 田島 憲道君

全く………（「動議」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

田島君は今、手を挙げて賛成討論ということですけどね。議員たる者は、議会中は議会を優先に公務に励むということを教えられてきました。それを今議会どこに行ったか知りませんが、海外旅行に行つとる。理由はよくわかりません。それを許す議長、事務局も私は問題があると思う。

そこでね、この問題について、懲罰委員会か何か、どこかで歯どめをするか、きちっとしたことを決めとかんと、後々のことがありますので。議長にこの議会中に海外旅行、行っていいならいい、悪いなら悪い、懲罰かけるならかける。よろしくお願いします。

それと、もう一つ。議長、議会にも出てきていない人間がね、何を話しますか。何を討論するんですか。委員会にも出席していない人間が。そういうことを許していいんですか。そういうことです。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長 小田 武人君

暫時休憩いたします。

午前10時39分休憩

.....

午後0時15分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

ただいまの横尾議員からの田島議員に対する懲罰を求める動議は成立いたします。よって、この取り扱いについて、直ちに、議会運営委員会を開いて協議いたします。暫時休憩いたします。

午後0時16分休憩

.....

午後0時52分再開

○議長 小田 武人君

再開いたします。

先ほどの横尾議員の動議の取り扱いについて、議会運営委員会で協議いたしました。田島議員も同席して、事情などを聴取して協議しました結果、懲罰事犯には当たらないとの結論に達しました。

よって、本件については、議題として取り上げることはなくなりました。なお、田島議員から発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。田島議員。

**○議員 8番 田島 憲道君**

田島でございます。

このたびは私事で貴重な時間を皆さんに取っていただきまして、お待たせいただきまして、まことに申しわけありません。また、この釈明する場を与えていただきましたことを心から感謝申し上げます。

私ですが、この4月より北九州市立大学院に通っておりまして、今回、海外研修ということで、数々の公式行事が組まれておりました。たまたま、その日程が重なりまして、委員会の開催の3日間を休むことになりました。出発前は大変悩みましたが、北九州市より助成金もいただいております。また、向こうとの公式行事のやりとりの中で、ぜひ私に参加していただきたいということもありましたので、本当に悩んだ末、決断して出発しました。

今回のことで、本当皆様にご迷惑をおかけしまして、深く私自身反省しております。今後このようなことがないように自重したいと思っております。すみませんでした。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

引き続きまして、日程第6、議案第60号の討論を許します。妹川議員。

**○議員 6番 妹川 征男君**

議案第60号、指定管理者の指定に対して反対の意見を述べさせていただきます。この前に川上議員が経過についてですね、詳しく説明しておられましたから、私はこの問題についてですね、この決算書に基づいて、26年度の決算書に基づく国民宿舎の資料をよくよく見てみますとですね、川上さんが言われたように、指定管理者からの納入額が6,000万円、昨年度ですね。それから、ことしは4,000万円。大体、毎年6,000万円だったのが、さまざまな事情によって4,000万円。そういう状況にあつてですね、今年度の指定管理については、3者が希望したという中にあつて、2,000万円プラスの出来高と。まあ二、三百万円くらいは想定されるだろうということではありましようけれど。3分の1、6,000万円の3分の1というと2,000万円ですね。まあいろいろと苦慮されたと思うんですが、その公募のあり方、それから入札のあり方、その辺について、まだまだ私はですね、本当に公正で、適正でちゃんとやられたんかなという疑問が拭い去れません。そういう場合については、私はですね、やっぱりこの指定についてはですね、問題があつたのではないかというような懸念がありますので、反対いたします。

**○議長 小田 武人君**

次に賛成討論の発言を許します。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

5番、刀根でございます。日程第6、議案第60号の指定管理者、国民宿舎の指定でございますが、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

今回、確かにですね、今、指摘されましたように、指定管理料というのは落ちてまいっております。しかしながら、この指定管理を行うということによって、より芦屋町の特徴を出していくということで、業者による委託という格好でなっておりますし、また委員会の中でも、一応、現在ある金額プラスのですね、その分で売り上げが伸びれば、それによって、またさらに付加価値が高まってくるわけでございますし、前回のそのところの部分でかなり確かに国民宿舎としてのレベルというんですかね、落ちたことは否めませんが、今回、入っていく業者、グリーンハウスというんですかね。こちらがそれだけのノウハウを出して、よりその売り上げを高めていくことによって、今後につながっていくものと考えます。

以上の観点から、この指定管理については賛成いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第60号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第60号は、可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第61号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りいたします。日程第7、議案第61号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第61号は、可決することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第62号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第62号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第62号は、可決することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第63号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第63号、平成27年度一般会計補正予算（第2号）に対する反対討論を行います。

この補正予算の中には、マイナンバー制度導入に関連して、中間サーバー接続用ネットワーク等、芦屋町での基盤整備に関連する予算が含まれていますので、議案に反対いたします。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

今の議案に対して反対討論を行います。

この補正予算の3ページにあるわけですけど、病院のですね、約46億円、それが5億4,000万円の値上げをせざるを得ないと。そういうことで、結局46億円から、52億円になるその理由として、計画段階での道路外周工事の問題のですね。それから、人件費、労務費、それから建設資材問題も加わってくるわけでしょうけど、今回の議案については、新病院外周道路工事に際して、見積額が2,900万円ですね、2,900万円を追加する議案が出ております。結局は、当初の見積もりは道路外周については8,500万円であった。ところが、警察との協議によって道路線形の大幅な変更によって見積額が2億9,900万円に跳ね上がったということのですね。

私も現地に行ってみました。非常に外壁がですね、かなり高い外壁がずっと線形があるわけですけど。そういうのを、相当なものを掘削していけば、2億円相当のお金がかかるだろうな。

じゃあなぜそういうことが考えられたのか。当初の計画の段階でですね、そういうものが、見積もりができなかったのかということが非常に疑問でなりません。非常にずさんだったじゃないかと。そして、そのための実施設計計画もかなりの金額が予定されていましたが。だからこのことについて2,900万円の追加予算。そして、これは工期が来年度にもなるんでしょう。新病院外周道路工事2工区、平成28年度7,800万円というのが追加予算になると思います。そのことについて、反対いたします。

それから、今、川上議員が言われましたが、マイナンバー制による、戸籍住民基本台帳費207万円が計上されております。このことについても、先取りのような気がいたしておりますので。

それから、19ページにあります。これは6月議会で栗屋・大城区ですね、通学費を40年間もバス通学を強いられている方々に対しての、保護者に対して予算を計上すべきでないか。通学費、私は補助という言葉ではなくて、保障だという意味でですね、義務教育は無償とする。その中であってですね、当然、一般質問のときには課長が、給食費とか通学費は有償とするという文科省のものがあるわけでしょうけれど、この子供たちは交通量の激しいところ、それから遠隔地、そういうようなところで補助しているところはたくさんあるわけですね。しかも、今回の栗屋・大城の子供たちは強いられているわけですよ。本来なら徒歩で通学するのが当たり前です。でもそれができないということであるから、そういう権利が保障されていないわけですから。徒歩することが、権利が保障されていないんですから。当然これは補助すべき、保障すべきであるというようなものです。

それに、その高校生の通学費補助金が1,239万円、これ半年ですけどね。こういうお金を支給したときにですね、一般質問でも言ったように、自転車通の子供たち、今もうその話が出ています。はまゆう団地の子供はですね、2人自転車で通っている子がおりますから、バス通に切りかえますかといったら、バスがないじゃないですか。早朝課外に出らないかんのに、バスがないじゃないですか。そのために早朝から車で迎え、それから送迎をする保護者もおられるでしょう。こういうことについては、必ず不平、不満が出ますよと。これこそですね、継続審議くらいして、何で10月1日にくるようにせないかんのか。もう少し慎重にしていきたいということですね、一般質問をしましたが、全額補助はできませんと。私はですね、これ全額補助、栗屋・大城の区の子供たちが、全額補助するということであれば、しかも高校生にですね、その1,239万円全額いけば、2,500万円ですよ、これを来年度も組むんですか。そういうことですね、私は非常に疑問に思います。これですね、やっぱり栗屋・大城区の子供たちや保護者に対してですね、こういうことが行われていると。しかもね、10月1日からでしょ。ということで、私は町民の皆さんが問題意識を持たれるんじゃないかというふうに思います。そういう意味でこれについては3点、外周工事の問題、それからマイナンバー制と補助金のことですね。

この三つの点について反対です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第63号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第63号は、可決することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第64号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第64号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第64号は、可決することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第65号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この補正予算が出ておりますが、私は一貫してですね、ボートピア勝山の件の平成24年9月議会に無償譲渡という形で契約書が交わされていますが、今のなおかつですね、その無償譲渡契約書が秘密裏にされながら、我々議員には明らかにされていません。あの当時、議会運営委員会の中ではですね、秘密会議のもとで資料を明らかにされています。私はこの問題については、延々とですね、言わざるを得ない。なぜ出さないんでしょうか。こういう契約書はなくて、見せられなくてですね、この議案を提案すること自体が、非常に議会をないがしろにしているということしか思いませぬ。よってこれについては反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第65号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第65号は、可決することに決定いたしました。

次に、日程第12、議案第66号については、委員会からの修正案について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第66号について、委員長報告のとおり、原案を一部修正のうえ可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第66号は、原案を一部修正のうえ、可決することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第1号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第1号、平成26年度芦屋町一般会計決算の認定について反対の討論を行います。

第一の反対の理由は、現在の安倍政権は国会での自・公の3分の2を占める数の力で戦争法案、普天間基地建設問題、原発再稼働、労働法制の改悪、TPP、盗聴法、司法取引を始めとする司法改革、教育改革、社会保障の改悪などあらゆる分野で暴挙を行っています。

安倍暴走政権は戦争する国づくりを進め、国民生活を破壊し、亡国の日本への道を突き進んでいます。平成26年においてもアベノミクスを推し進め、新自由主義経済を推し進めています。

こんなとき地方自治体の役割として、国政を正すことが求められているのですが、波多野町政は国政に対して期待感をにじませる評価になっていることです。住民の福祉を使命とする地方自治体としては容認できません。

2点目に、人事評価制度の問題です。平成26年度でも人事評価制度が実施され、能力向上のためとうたわれていますが、このことが昇給、昇格に影響することも言及されています。「住民を見ず、上司ばかりを見る職員になるのではないか。職員間に分断が持ち込まれるのではないのか。」と言わざるを得ません。こういう点で人事評価制度には問題があります。

3点目に、公務員としての働きがいなくす人事院勧告どおりの給与削減や、小泉構造改革以来進められてきた職員削減方向継続の姿勢など、将来の人事体系に大きな影響を与えると考えます。

4点目に、保育所を始めとする公の施設の管理運営に指定管理者制度の導入を進め、公的責任を放棄しているということです。指定管理を行っている多くの自治体で住民サービスの低下や企業のモラルハザードにより、指定管理の取り消しを行い、直営で行う事例も出ています。

5点目に、介護保険制度は福岡県介護保険連合で行われており、広域連合に拠出金を繰り出していますが、広域連合は介護保険料が高く、保険料は年金が1万5,000円以上の人からは年金から天引きしますが、1万5,000円未満の人は納付通知書を発行し、徴収します。滞納者は介護サービスが利用できなかつたり、制限されたりします。また、平成27年度から要支援を介護保険から外したり、特別養護老人ホームの入所は要介護3以上にするなど改悪されました。誰もが安心して利用できる介護保険制度の確立を求めるものです。

6点目に、人権生活相談や人権教育研修は住民目線で見ても、納得できるものではありません。直ちに是正を求めるものです。

最後に、今すぐ必要のない開発工事は、進行を遅延しながら住民の福祉や暮らし優先の財政運営を求めて反対討論を終わります。

○議長 小田 武人君

賛成討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

この一般会計の認定に反対します。私たち議員は町民の負託を受けて、そして、町民の声を反映する。その声を議会に上げ、執行部に対してチェック機能を果たす役割があるかと思えます。執行部はやはり町長を始め、町長はですね、町民の選挙に基づいて負託を受けて、町の最高責任者としてそれを執行していく権力というか、そういう力があるわけですけど。当然、執行部の皆様方も町長を始めですね、町民の声を十分に反映していく。そういう町政、行政を施策していかなければならない。そういうのを担っているのがやはり町議会議員ですね。町議会議員は足元

の皆様方と膝を交えて聞くこともあるでしょう。そして、声もあります。そういうことでこの認定についてはですね、本当に町民のための、町民不在のものがあるのではないかと。どうであろうかということをチェックする義務があります。これを細かくもろもろあるわけですけど、何点かに絞って、反対の意見を述べさせていただきます。

44ページにですね、芦屋町砂像事業補助金が1,450万円。それに伴うゆるキャラ、キャラクター大賞金10万円。そして、イベント広場フェンス移設工事768万7,000円。ことしも予算が組まれていますけれども、本当に経済的効果、観光的効果があったのかなど。非常に疑問に思います。

それと45ページには、新病院建設に伴う外周道路工事实施設計委託979万2,000円。これは、まだ確認できていませんけれど、道路を中央病院の出口のところといたしましょうか。あそこの基本計画のときのこの曲線にならない、なっていないときの979万2,000円であったかなと思うわけです。警察協議との関係で2億9,000万円新たに予算が組まれるわけでしょうけど、じゃあこの外周道路工事实施設計970万円は結局どぶに捨てたような金額になったのかなあと。もし、それが事実であるなら、何してたんかというふうに言わざるを得ません。

47ページに夏井ヶ浜はまゆう公園草刈580万円、夏井ヶ浜はまゆう公園散策の水栓の工事計画51万8,000円。私は、はまゆう公園愛の鐘、約4,000万円近くでしょうか。その維持管理費はもう延々と続いていくわけですね。私はああいうところで、ああいうものをつくるべきじゃなかったというふうに思います。そして、次は夏井ヶ浜はまゆう公園整備基本実施設計委託、釜風呂跡地ですね。こういうことを考えたときに、本当に住民の生活、暮らし、少子高齢化した中において、定住促進とか子育て支援のためにお金を使うべきではなからうか。限られた予算ですから。

私は、今度のそのお金を相当な金額になりますが、今度の下水道料金をですね、値上げするということについては、継続審議ということで、それはいいんですが、もし、値上げをしたとしても2,300万円の収益が増加される。だったら、こういうのをやめてね、こういうのをやめて、そういうものに使ったらどうですか。ということで、本当に住民生活に密着したものに使ってほしかったというふうに考えて、反対討論です。

**○議長 小田 武人君**

ほかにございませんか。横尾議員。

**○議員 11番 横尾 武志君**

自由民主党の横尾武志です。まあよく反対討論ばかりが出るけれど、少し時間いただいて、この、何ですか。認定第1号、芦屋町一般会計の認定ね。私は議員であります。先ほどから言われるように、それはチェック機関、執行部に対してのチェック機関ありますが、一つずつこれは

いかん、あれはいかん。自分の思うようにいかん、それなら反対する。そういうことで、執行部は仕事できません。

私は執行部の味方をするわけじゃないけど、執行部の皆さんは芦屋町の町民のために少ない予算を苦慮しながら、配分していくわけです。ですから、そのできればそのあなたが言うように粟屋・大城の子供のバス代も出したいけど、できるようになればしようと、そういうような考えはひしひしと感じますので、何でもかんでも反対するのが議員ではありません。いいことをやっているときに、いいことを賛成しながらやるのが議員の務め。町民の負託を受けた議員の務めと思っております。そうじゃないでも、町民の負託を受けた議員は自分の言いたいことばかり言って反対しとったって芦屋町はよくなりませんよ。ですから、今度は我が委員会でも下水道代値上げ、これは継続しました。しかしながら、これも下水道事業というのはやはり独立採算制。そういうことはありますので、もう少し議論をしながら、下水道料金も考えていく。そういうことでありますので、執行部の皆さんも大変でしょうが、今後一層努力して、いい政治を行っていただきたい。そういうことで、賛成いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第13、認定第1号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第14、認定第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第14、認定第2号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第15、認定第3号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

認定第3号、平成26年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は病気にかかりやすく、治療に時間のかかる75歳以上の高齢者を健康保険や国民健康保険から切り離し、別枠の医療制度にしたものです。保険料は2年ごとに改定され、医療給付費の増加や後期高齢者の人口増に応じて自動的に引き上がる仕組みになっています。老人保険制度では、75歳以上の高齢者は、国の国庫負担医療を受けている被爆者や障害者と同じく保険証の取り上げが禁止されていました。しかし、後期高齢者医療制度では保険料を滞納すると保険証を取り上げられます。年齢差別の後期高齢者医療制度は廃止すべきです。応益負担を求め医療制度ではなく、応能負担性の強いもとの老人保険制度に戻すことを求めて反対討論いたします。

○議長 小田 武人君

賛成討論ありますか。ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第15、認定第3号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第16、認定第4号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第16、認定第4号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、認定第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第17、認定第5号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第5号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第18、認定第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第18、認定第6号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第6号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第19、認定第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第19、認定第7号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、認定第7号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第20、認定第8号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第20、認定第8号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第8号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第21、認定第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第21、認定第9号について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、認定第9号は、認定することに決定いたしました。

次に、日程第22、請願第3号の討論を許します。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

賛成討論ということで、意見を述べたいと思います。

この紹介議員の松岡さんの請願書、障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願書。これについてはですね、るるこれに書いてありますが、最後の行数のところ、なお、条例策定の際は、障害者権利条約の精神にのっとり、当事者、家族の意見を取り入れていただきたくませよう、重ねて申し上げますというところを十分に執行部のほうとしてもですね、尊重されて、そして、その条例が策定される際にはですね、ただ絵に描いた餅のようにならないように。今、芦屋町には条例がいくつかありますが、たくさんありますが、例えば住民参画まちづくり条例、まさしくこれは絵に描いた餅のような気がいたしますし、女性参画条例についてもそうです。ただ絵に描いた餅。また、仏に魂を入れてもらうようなですね、そういう規則なり、要綱なりをです

ね、つくっていただきたいということを、私の気持ちを述べて、賛成討論です。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

5番、刀根でございますが、請願第3号、障害者差別解消法に関する条例の制定を求める請願について反対の立場から意見を言わせていただきます。

申しますのは、やはり私は分に応じた一つの役割ということが大事であるかと思えます。やはり、一つのものを条例化し、その分を達成していくという形の中で、今がそのときかということでございます。考え方はわかっても、まだこれが平成26年だったですかね、批准を受けて、日がたっておりません。ですから、これを実際に条例化していくといった形の中では、県並びにかなり大きな市の中では条例化されているところもございます。しかし、福岡県においては、まだこれは条例化されておりません。やはり一つのものを達成していくという形の中ではですね、その方向性、そういったものが非常に大切だと考えております。

そこで、ここに本を持ってきているんですが、「孫子の兵法」という形の中で、五つの視点で勝利のシミュレーションをとということの中に一つの考え方。これは、五事という形の中で「道」、「天」、「地」、「将」、「法」。これを常に、頭に念頭において、それを達成しなくてはなりませんよ。ということで、私自身一つのインターネットの中で、調べてまいりました。この考え方、誰もが差別のない社会づくりという形の中で、非常に大切なことではあります。ただ、今回批准を受けて、それをどのように達成していくのかという部分では、なかなかこう見えない部分というんですかね。ですから、これは私は、実は継続にしてくれないかといった状態でございます。ですけども、やはり継続というよりも、この場の中で賛否の中でですね、なったために今の時点でやって、どのような社会づくりを目指すのかというのが見えないといったところから、反対の討論とさせていただきます。

○議長 小田 武人君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第22、請願第3号について、委員長報告のとおり、原案を採択することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、請願第3号は、採択することに決定いたしました。

次に、総務財政常任委員長から、閉会中の継続審査及び調査について、また、民生文教常任委員長、議会広報常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査について、それぞれ再付託の申し出が 있습니다。つきましては、これを申し出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第23、議案第67号及び日程第24、発委第3号の各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

議員各位の皆様におかれましては、連日の御審議、そして、長時間にわたる御審議、大変お疲れさまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております契約議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第67号の緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（5棟）契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（5棟）について、請負契約を締結するものでございます。

以上、簡単であります提案理由の説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

日程第23、議案第67号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第67号についての質疑を打ち切ります。

お諮りします。日程第23、議案第67号については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

次に、日程第24、発委第3号については、議会運営委員長より提出されたものであります。

この際、日程の順序を変更して、提出者の趣旨説明及び質疑を省略し、直ちに討論を行ったのち、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

日程第24、発委第3号について、討論を許します。刀根議員。

○議員 5番 刀根 正幸君

日程第24、発委第3号ということで、今回規則の一部を改正するという格好で提案されていきます。私の知る限りにおいてはですね、基本的にこれは規則ということでございますので、条例という部分については、議会の議決が必要でしょうけれども、規則の場合は、その例えば議会の全員協議会なり、そういった中での協議で済むのではないかなというふうに考えましたので、その辺についてちょっと教えていただきたいのですが。

○議長 小田 武人君

地方自治法上、必要であるということで規定されております。ほかにご覧ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第24、発委第3号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、発委第3号は、可決することに決定いたしました。

ただいまから、しばらく休憩いたします。

午後1時38分休憩

.....

午後1時56分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

お諮りします。日程第23、議案第67号については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 内海 猛年君

報告第14号、平成27年9月15日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、内海猛年。

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書、本委員会は、本日付託を受けた議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第67号、緑ヶ丘団地エレベーター設置工事（5棟）契約の締結について、満場一致により原案可決。

以上、報告いたします。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論を行います。

日程第23、議案第67号について、討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第67号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第67号は、原案を可決することに決定いたしました。

---

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成27年芦屋町議会第3回定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

なお、引き続き全員協議会を開催いたしますので、第3委員会室のほうにお集まりいただきま  
すようお願いいたします。

午後1時58分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員